

令和8年度盛岡市林業等事業所・現場見学会実施業務委託仕様書

第1 業務の目的

盛岡市域の約7割を占める森林の適切な管理の推進と林業の成長産業化を図るためには、林業の担い手確保に資する取組が急務である。

本業務は、林業、木材産業に関連する業種（以下「関連業種」という。）で働くことの魅力、関連業種間のつながりを幅広く情報発信し、地元の関連業種への関心を高め、関連業種への就業者の増加に繋げることを目的とするものである。

第2 業務実施期間

（自）契約締結日の翌日 （至）令和9年2月28日

第3 業務実施場所

原則盛岡市内。ただし、必要に応じ近隣市町（滝沢市・岩手町・雫石町・紫波町・矢巾町）での実施を可とする。

第4 業務内容

次のとおり、中・高校生及び大学生等並びに林業関連産業への就業を検討している市民等を対象とした関連業種の職場見学会等を企画・実施するものとする。

1 企業見学及び座談会の企画・実施

関連業種の職場見学及び経営者や社員の話を直接聞く座談会など（以下「見学等」という。）を企画・実施する。

企画・実施に当たり、中・高校生及び大学生等並びに林業関連産業への就業を検討している市民等にとっては、関連業種で働くことの意義や仕事観を学び、今後の進路選択、自身が社会人となった際や、就職・転職した際の具体的なイメージをつかむ場、となるように、事業体にとっては、関連業種の魅力ややりがいを発信する場となるようにコーディネートを行う。

2 見学先事業所等の情報提供

見学等が有意義かつ効果的なものとなるよう、関連業種や事業所の情報を、事前に参加する中・高校生及び大学生等並びに林業関連産業への就業を検討している市民等に提供すること。

3 実施回数及び実施時期

令和8年11月30日までにを行うものとする。

4 工程

業務全体の工程及び内容は別紙2「業務スケジュール」に則るものとする。

5 参加者の募集

受注者が行うものとする。

周知方法は、各学校への情報提供のほか、ポスター・チラシの配布、インターネットのホームページやSNS等、募集対象者に適した方法をとるものとし、チラシ等配布物の内容及び配布方法、広報もりおか及び盛岡市ホームページへ掲載について、事前に発注者と協議すること。

6 アンケート調査の実施

見学等の終了後、事業所や参加者に対してアンケート調査等を実施すること。

7 企画・実施に当たっての留意事項

(1) 見学事業所数

3事業所以上とすること。

(2) 目標参加者数

40人以上とする

※中・高生の保護者の参加も可とする。

※中・高・大学生等の学生が半数以上となるよう募集を行うこと。

(3) 見学時の移動方法について

あらかじめ見学先の施設と調整し、必要に応じてグループ数を分ける等、事業所の環境に応じたスムーズな移動方法を柔軟に検討すること。

(4) 見学する事業所

関連業種間の連携等の仕組み（林業の「川上から川下」までのつながり）がわかりやすく伝わるよう、勘案して選定すること。

8 備品等の手配

当日資料、参加者用昼食及び飲み物、その他見学会で必要となる備品・消耗品並びにバス及びイベント保険など、見学会実施に必要な各種手配を行う。

9 その他

当該業務委託の実施にあたり、受注者が準備又は手配するものに関する費用は、全て受注者の負担とする。

第5 事業報告等

受注者は事業の進捗等に関する次の報告及び発注者による検査に協力しなければならない。

1 事業計画書

受注者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の事業計画書を発注者に提出し、その承認を得ること。

2 随時の報告

本業務委託に関連し市が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出するものとする。

3 立入検査

委託業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち入り、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、

是正指導等の措置を実施することができるものとする。

4 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に実施成果報告書を添えて提出し、検査等を受けること。

第6 業務委託料

1 委託料の支払い

委託料は、本業務委託が完了し、発注者が業務完了の確認を行ったのちに、受注者に支払うものとする。

2 前金払

受注者は経費支出計画書・支出実績に基づき委託料の前金払いを請求することができ、発注者は必要があると認める場合は前金払いをする。

第7 関係機関との連携

受注者は、業務を円滑に進めるため、市及び他の関係機関との連携を密に図ること。

第8 その他

- 1 受注者は、契約時に担当責任者を定め、責任を持って指示及び管理・運営を行うこと。
- 2 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打ち合わせを行い、双方理解の上で実施すること。
- 3 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- 4 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- 5 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- 6 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。